議 事 録

会議の名称	平成30年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	年後2時から 平成30年11月26日(月)
加 日	午後3時40分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
	1 開会
	2 あいさつ
	3 議事録署名委員及び書記の指名
	4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決
	(1) 第69号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
	(2) 第70号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について (通年)
	(3) 第71号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
	(4) 第72号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
	(5)報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について
	(6)報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出につい
議事日程	7
	(7)報告第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出につい
	T
	(8) 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	(9)報告第48号 農業用施設 (2a未満)の設置に伴う届出について
	(10) 報告第49号 農地改良に係る届出について
	(11) 報告第50号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う
	事業計画について
	(12) 報告第51号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う
	事業計画について
	5 事務局連絡事項
	6 閉会

配付資料	1 平成30年第12回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第12回本庄市農業委員会総会議案 3 第12回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

	 会 議 の 経 過
 発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただ
	きます。
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から平成30年第
	12回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいた
	します。
田端会長	皆さんこんにちは。先月の農地最適化推進協議会で、本庄地区の皆さまか
	ら、意見、感想をいただきました。大勢の人達から話を聞くことは、勉強に
	なりますし、重要なことだと思います。
	本日もたくさんの案件がありますが、よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。本日、坂上委員から欠席届が提出されておりま
	すので、ご報告いたします。
	次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第
	27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開
	くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中
	43名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告
	いたします。
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に
	より、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。
	私から指名させていだくことに、ご異議ありませんか。

	(異議なし、の声)
	それでは、本日は4番茂木委員及び6番塩原委員に議事録署名委員をお願
	いいたします。
	また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。
	次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに
	採決に入ります。本日の付議事件は、議案4件及び報告8件であります。
	まず、第69号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上
	程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第69号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。
	第69号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申
	 請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容
	ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求
	めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となり
	 ます。その内訳は、売買による所有権移転4件でございます。
	 次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地
	 法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率
	利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、
	農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、
	本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件
	で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受
	け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなってお
	ります。以上でございます。
 議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
HX X	て、事務局より説明を求めます。
 事務局長	整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
7 4337632	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積
	は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお
	りです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、3ペ
	一ジになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	る、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、池田委員の報告を願いいたします。

港長	19番池田が報告します。11月21日に、斉藤推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、3ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っています。農業従事日数は、300日です。 農機具はトラクター1台を所有しております。申請地は米を作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。 整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、吉田委員の報告を願いいたします。
吉田委員	15番吉田が報告します。11月24日に、鈴木推進委員と現地確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、4ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計3人で行っています。農業従事日数は、2人が300日、1人が250日です。農機具は農業用トラック3台を所有しております。申請地は牛の放牧や飼料の作付けをしたいということです。所有農地も申請地と隣接しており、周辺の農地に影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可する ことに、ご異議ございませんか。

	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は
	記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおり
	です。地区担当は、吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、5ペー
	ジになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	それでは整理番号3について、吉田委員から報告をお願いします。
吉田委員	15番吉田が報告いたします。11月24日に鈴木推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、5ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、
	受人の耕作は本人と世帯員、計4人で行っています。農業従事日数は200
	日です。
	農機具はトラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しておりま
	す。申請地も、耕作できる状態になっておりました。畑ですので、玉ネギな
	ど野菜を作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地に影響もなく
	問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。
	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載の
	とおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。
	地区担当は、塩原委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページにな
	ります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

議長	整理番号4について、塩原委員の報告を願いいたします。
塩原委員	6番塩原が報告いたします。11月22日に戸塚推進委員と現地確認を行
	いました。申請地は、6ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、
	受人の耕作は本人と世帯員、計3人で行っています。農業従事日数は、1人
	が240日、2人が200日です。
	農機具はトラクター2台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しておりま
	す。申請地は畑でキャベツなどの野菜類を作付けしたいということです。所
	有農地も周辺の農地に影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議
	よろしくお願いいたします。
議長	他にご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。
	次に、第70号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について (通年)」 を上程いたします。事務局より説
	明願います。
事務局長	第70号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。
	第70号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集
	積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきまして
	は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用
	集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容
	ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用
	集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。
	計画内容については、8ページをご覧ください。今回の申請件数は、2件
	です。畑2筆の面積合計 1,300㎡の利用権設定でございます。
	次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、
	農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営
	基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合す
	ることが必要でございます。
	本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての
	農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養
	畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業に
	よって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農

	業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとさ
	未経路に主として促事すると認められる自社中の農業促事有がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利
	用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。
 	以上でございます。
議長	第70号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。
	第70号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございま
	せんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、第70号議案については、原案のとおり決定い
	たしました。
	次に、第71号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上
	程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第71号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。
	第71号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉
	県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案
	申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、
	別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は2件で、住
	宅敷地拡張用地1件及び長屋住宅用地1件でございます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載
	のとおりです。申請事由は、農家住宅敷地の拡張です。用途地域は、指定な
	しです。地区担当は、浅見委員でございます。
	申請地は、11ページをご覧ください。4-1については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	 あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が農家住宅敷地の拡張であるため、
	第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定す
	る「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生
	活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可

	相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目
	は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。なお、当該
	申請地につきましては、昭和のはじめに建設した物置がありますが、今般、
	息子夫婦が母屋の東側に住宅を建設する計画の際、当該申請地が農地であり、
	農地法違反であることがわかったとのことでございます。申請人から始末書
	が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことで
	す。また、第72号議案、整理番号3が、母屋の東側に自己用住宅用地とし
	ての農地法第5条の許可申請の議案となっておりますことを申し添えさせて
	いただきます。以上でございます。
議長	整理番号1について、浅見委員の報告を願いいたします。
浅見委員	9番浅見が報告いたします。11月24日に鯨井推進委員と現地確認と聞
	き取りを行いました。申請地は、11ページの地図をご覧ください。
	申請地は、昭和のはじめに建てられた○○がありますが、長年使用されて
	おり、申請人が農地であることを認識していなかったのと、今回始末書も提
	出されました。周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆さま
	の慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、10ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、下仁手地内の畑1筆、面積は記
	載のとおりです。転用目的は、長屋住宅用地です。申請事由は、長屋住宅建
	設工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、茂木伸夫委員でござ
	います。
	申請地は、12ページをご覧ください。4-2については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま

	す。
議長	整理番号2について、茂木伸夫委員の報告を願いいたします。
茂木伸夫委員	4番茂木が報告いたします。11月22日に福島廣一推進委員と現地確認
	を行いました。申請地は、12ページの地図をご覧ください。
	転用目的は、長屋住宅用地です。用途地域は指定なしの区域です。○○○
	の南側の集落の中の申請ですので、周辺の農地には、影響もなく問題ないか
	と思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、第72号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上
	程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第72号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。
	第73号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉
	県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案
	申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、
	別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、14ページ及び15ページをご覧ください。申請件
	数は、11件で、所有権移転6件、賃借権3件及び使用貸借権2件でござい
	ます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲
	住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、
	宮部委員でございます。
	申請地は、16ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層
	住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種
	農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の
	不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないもの

	と思われます。以上でございます。
 議長	整理番号1について、宮部委員の報告をお願いします。
宮部委員	11番宮部よりご説明させていただきます。11月24日に田島推進委員
	と現地確認をしました。16ページ 5-1の地図をご覧ください。申請地
	は、住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は第1種中高層住居専用地域となっ
	 ております。申請事由は建売分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等
	 への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。
	 皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑1筆、面積は記載
	のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地
	です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域
	となっています。地区担当は、前原委員でございます。
	申請地は、17ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま .
	す。
議長	整理番号2について、前原委員の報告をお願いします
前原委員 	3番前原が報告いたします。11月22日に久米推進委員と現地確認をし
	ました。17ページの地図をご覧ください。
	申請地は、集落の端に位置し、用途地域は都市計画法34条11号の区域
	となっております。申請事由は太陽光発電施設用地となります。転用に当た
	一っては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いい
	たします。

議長 整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号3を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載 のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地 です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域 となっています。地区担当は、浅見委員でございます。 申請地は、18ページをご覧ください。5-3については、農用地区域か ら除かれているものの、農地の集団性が10~クタール以上の集団の農地で あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と して不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第 1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する 「住字、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活 又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相 当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、 申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま す。 議長 整理番号3について、浅見委員の報告をお願いいたします。 浅見委員 9番浅見が報告いたします。11月22日に鯨井推進委員と現地確認を行 いました。申請地は、18ページの地図をご覧ください。申請事由は、自己 用住宅用地です。用途地域は都市計画法34条11号の区域です。申請地は 農地でしたが、許可を取り豚舎が建てられていました。豚舎を使わなくなっ たので、その場所に自己用住宅を申請したいということです。周辺の農地に は、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いい たします。 議長 整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。

	(田業な) の志)
	(異議なし、の声) ジョネッグ・カー・ファック (異議なし、の声) ジョネッグ・カー・ファック (異様など) カー・ファック (異様など) カー・ファック (異様など) カー・ファック (異様なし、の声) ファック (異様なし、の声) ファック (異様なし、の声) ファック (異様なし、の声) ファック (異様なし、の声) ファック (異様なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記
	載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅
	用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定
	区域となっています。地区担当は、鈴木委員でございます。
	申請地は、19ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号4について、鈴木広子委員の報告をお願いします。
鈴木広子委員	10番鈴木が報告いたします。11月23日に笠原推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、19ページの地図をご覧ください。申請事由は、建
	売分譲住宅用地です。用途地域は指定なしの都市計画法34条11号区域で
	す。集落に隣接しておりますので、周辺の農地には、影響もなく問題ないか
	と思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑3筆、面積は記載
	のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用
	地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区
	域となっています。地区担当は、鈴木委員でございます。
	申請地は、20ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内

	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である							
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替							
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること							
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相							
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、							
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま							
	す。							
議長	整理番号5について、鈴木広子委員の報告をお願いします。							
鈴木広子委員	10番鈴木が報告いたします。11月23日に笠原推進委員と現地確認を							
	行いました。申請地は、20ページの地図をご覧ください。申請事由は、建							
	売分譲住宅用地です。用途地域は指定なしの都市計画法34条11号区域で							
	す。集落に隣接しておりますので、周辺の農地には、影響もなく問題ないか							
	と思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします							
議長	整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。							
	(なし、の声)							
	それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当							
	とすることに、ご異議ございませんか。							
	(異議なし、の声)							
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。							
	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。							
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の							
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高関地内の畑1筆、面積							
	は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用							
	地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。							
	申請地は、21ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内							
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10へクタール未満である							
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替							
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること							
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相							
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、							
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま							
	す。							
議長	整理番号6について、池田委員の報告をお願いします。							
池田委員	19番池田が報告いたします。11月20日に斉藤推進委員と現地確認を							
	行いました。申請地は、21ページの地図をご覧ください。申請事由は、駐							

	車場用地です。用途地域は指定なしの区域です。道路と宅地に挟まれた、農							
	地で、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審							
	議よろしくお願いいたします。							
議長	整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたし							
	(なし、の声)							
	それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当							
	とすることに、ご異議ございませんか。							
	(異議なし、の声)							
	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。							
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の							
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1							
	筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、							
	自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、宮部							
	委員でございます。							
	申請地は、22ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地							
	域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用							
	は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当							
	に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。							
 議長								
	整理番号7について、宮部委員の報告をお願いします。							
宮部委員	11番宮部が報告いたします。11月24日に田島推進委員と現地確認を							
	行いました。申請地は、22ページの地図をご覧ください。申請事由は、自							
	己用住宅用地です。用途地域は第1種住居地域の区域です。近隣には住宅も							
	建ち並んでおり、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆さ							
	まの慎重審議よろしくお願いいたします。							
議長	整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。							
	(なし、の声)							
	それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当							
	とすることに、ご異議ございませんか。							
	(異議なし、の声)							
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。							
	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。							
事務局長	整理番号8を説明いたしますので、14ページをご覧ください。申請人の							
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積							

は記載のとおりで、権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。 用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。 申請地は、23ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内 農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替 えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、 申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。なお、当該申請 地につきましては、農地とは知らずに、平成22年から隣接する会社である 受人へ駐車場用地として貸していたとのことでございます。今般、申請人か ら始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったと のことでございます。以上でございます。 整理番号8について、永尾委員の報告をお願いします。 議長 永尾委員 12番永尾が報告いたします。11月22に武政推進委員と現地確認を行 いました。申請地は、23ページの地図をご覧ください。申請事由は、駐車 場用地です。用途地域は指定なしの区域です。現場は住宅に囲まれた状態で、 周辺の農地には、影響もなく始末書も提出されたということですので、皆さ まの慎重審議よろしくお願いいたします。 議長 整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号9を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積 は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施 設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございま す。 申請地は、24ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内 農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替 えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること

	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 						
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、						
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま						
	す。						
議長	整理番号9について、私から報告をさせていただきます。						
	11月24日に倉林推進委員と現地確認をしました。24ページ 5-9						
	の地図をご覧ください。申請事由は太陽光発電施設用地、権利区分は賃借権、						
	用途地域は指定なしの区域となっております。周辺はコンビニエンスストア						
	や住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転						
	用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしく						
	お願いいたします。						
	整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。						
	(なし、の声)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当						
	とすることに、ご異議ございませんか。						
	(異議なし、の声)						
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。						
	次に整理番号10について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号10を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人						
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記						
	載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張						
	用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定						
	区域となっています。平成30年9月25日付けで農振農用地区域から除外						
	されています。地区担当は、茂木伸夫委員でございます。						
	申請地は、25ページをご覧ください。5-10については、農用地区域						
	内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10へクタール未満であ						
	ることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に						
	替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ						
	とができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可						
	相当であるものと思われます。						
	また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限り						
	において、ないものと思われます。以上でございます。						
議長	整理番号10について、茂木伸夫委員の報告をお願いします。						
茂木伸夫委員	4番茂木が報告します。11月22日に福島委員と現地確認をしました。						
	25ページ、5-10の地図をご覧ください。申請事由は住宅敷地拡張用地、						
·							

П							
	地、権利区分は所有権移転、用途地域は都市計画法34条11号区域となっ						
	ております。周辺は住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は						
	無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆さまの慎						
	重審議をよろしくお願いいたします。						
議長	整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま						
	す。						
	(なし、の声)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可						
	当とすることに、ご異議ございませんか。						
	(異議なし、の声)						
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。						
	次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。						
事務局長	整理番号11を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人						
	の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、田中地内の田1筆、面積は記						
	載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、進入路用地で						
	す。用途地域は、指定なしです。平成30年9月25日付けで農振農用地区						
	域から除外されています。地区担当は、坂上委員でございます。						
	申請地は、 26 ページをご覧ください。 $5-11$ については、農用地区域						
	から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地						
	であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則						
	として不許可相当ではありますが、申請事由が進入路用地であるため、第1						
	種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住						
	宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は						
	業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に						
	なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申						
	請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。						
議長	整理番号11の地区担当は、坂上委員ですが、本日、欠席ですので、本案						
	件の調査報告を八木委員にお願いしてあります。八木委員の報告をお願いい						
	たします。						
八木委員	地区担当の推進委員八木が報告します。11月23日坂上委員と現地確認						
	しました。申請地は26ページをご覧ください。申請事由は、進入路用地で						
	す。用途地域は指定なしの区域です。住宅敷地と道路に挟まれた狭い農地で、						
	農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に						
	問題はないと思われます。皆さまの慎重審議をよろしくお願いいたします。						

議長	整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしる						
	す。						
	(なし、の声)						
	それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相						
	当とすることに、ご異議ございませんか。						
	(異議なし、の声)						
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。						
	以上で、議案審議を終了いたします。						
	続きまして、報告に入ります。						
	まず、報告第44号を事務局よりお願いします。						
事務局長	報告第44号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。						
	報告第44号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条						
	の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3						
	条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。						
	届出内容については、28ページ及び29ページをご覧ください。専決処						
	分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委						
	員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上で						
	ございます。						
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。						
	次に、報告第45号を事務局よりお願いします。						
事務局長	報告第45号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。						
	報告第45号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地						
	法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会						
	事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。						
	本日提出、会長。						
	届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、2件						
	です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ						
	農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による						
	届出でございます。以上でございます。						
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。						
	次に、報告第46号を事務局よりお願いします。						
事務局長	報告第46号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。						
	報告第46号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地						
	法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会						
	事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。						

	,
** E	本日提出、会長。 届出内容については、33ページ及び34ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第47号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第47号を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。 報告第47号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。 賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。その通知内容は36ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第48号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第48号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。 報告第48号農業用施設(2アール未満)の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、38ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第49号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第49号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。 報告第49号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員

	会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございま					
	す。本日提出、会長。					
	/ ® / F					
	です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、					
	な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することに					
	り、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上					
	り、泉州事の計画を必要としないという規定による油田でこといより。以上 でございます。					
 議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。					
成文	次に、報告第50号を事務局よりお願いします。					
事務局長	報告第50号を説明いたしますので、41ページをご覧ください。					
	報告第50号電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画					
	について、農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者の行					
	う送電用電気工作物等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画					
	書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提					
	出、会長。					
	事業計画書については、42ページ及び43ページをご覧ください。届出					
	件数は、9件です。以上でございます。					
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。					
	次に、報告第51号を事務局よりお願いします。					
事務局長	次に、報告第51号を事務局よりお願いします。 報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。					
事務局長						
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。					
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画					
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事					
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画					
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提					
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提 出、会長。					
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提 出、会長。 事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件で					
	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提 出、会長。 事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件で す。以上でございます。					
	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提 出、会長。 事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件で す。以上でございます。 以上で、報告を終了いたします。					
	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提 出、会長。 事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件で す。以上でございます。 以上でございます。 以上で、報告を終了いたします。 皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。					
議長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画 について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事 業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画 書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提 出、会長。 事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件で す。以上でございます。 以上で、報告を終了いたします。 皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。					
議長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。 報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。 事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。 以上でございます。 以上でございます。 は様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。 ありがとうございました。					
議長	報告第51号を説明いたしますので、44ページをご覧ください。報告第51号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。事業計画書については、45ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。 以上でございます。 以上でございます。 は様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。ありがとうございました。次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。					

	平原	戈 30年第1	2回本庄	市農業委	員会約	念会出・欠席者名	3簿	
開催日			平成30年11月26日(月)					
開催場所		本庄市役所 大会議室						
 開会時刻		午後2時	午後2時					
閉会時刻		午後3時40分						
	会 長		田端 請	事一				
会長代理			細野	細野 俊文				
議席 番号			出欠状況	議事録 署名人	地区	推進員氏名	出欠状況	
1	細野	俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席	
2	小川		出席		744	久米 正夫	出席	
3	前原	喜夫	出席		仁手	福島一	出席	
4	茂木	伸夫	出席	0	, ,	八木 弘	出席	
5	坂上	佳久	欠席		旭	戸塚 毅	出席	
6	塩原	廣一	出席	0		亀田 伸一郎	出席	
7	茂木	悟	出席			飯島 和憲	出席	
8	立石	勝義	出席		北泉	鯨井 雅史	出席	
9	浅見	精治	出席			笠原 正一	出席	
10	鈴木	広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席	
11	宮部	延一	出席			武政 恒雄	出席	
12	永尾_	路子	出席		l	倉林 永次	出席	
13	田端	講一	出席		金屋	鈴木 良美	出席	
14	清水	茂則	出席			奥原 定雄	出席	
15	吉田		出席			清水 文夫	出席	
16	福田	光男	出席		秋平	福島 清次	出席	
17	坂本	靜枝	出席			間正 始	出席	
18	坂爪	裕	出席		本泉	<u> </u>	出席	
19	池田	稔	出席		77.71	木村 文子	出席	
本庄	細野	林之助	出席			黒沢豊	出席	
	吉岡	昭	出席		共和	新井 明夫	出席	
藤田	内田	徳晃	出席			斉藤 勇	出席	
説明貞	1							
局長補佐兼庶務係長 高 農地係長 飯 庶務係主査 飯 農地係主査 中 環境産業課産業係主査 古			高山 教- 飯川 佳/ 飯川 貞/ 中村 真/ 古澤 千/	崇 紘				
書記								
農地係長飯島紫								